

環境施策推進のための啓発物品貸出について（貸出基準）

1. 目的

第3次町田市環境マスタープランに定める施策の推進を目的として、町田市が定めたエコキャラクターである「ハスのん」を活用した啓発活動の展開にあたり、活動に必要な啓発物品の貸出について必要な事項を定める。

2. 貸出物品

貸出する啓発物品は、「別紙1」のとおりとする。

3. 貸出機関

啓発物品の貸出は、環境資源部環境政策課が行う。

4. 貸出対象者

町田市及び関係機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

5. 貸出・返却方法

- (1) 啓発物品の借受を希望する者は、「啓発物品借受申請書」（様式1）を貸出機関あてに提出すること。
- (2) 前号による申請が適当と認められるとき、貸出機関は啓発物品を貸出する。
- (3) 貸出を受ける者（以下、「借受者」という。）は、啓発物品を貸出機関から直接受取り、直接返却すること。
- (4) 着ぐるみを使用した場合は、「ハスのん着ぐるみ使用報告書」（様式2）を提出すること。

6. 貸出期間

原則として5日以内とする。使用後は速やかに返却すること。

7. 貸出料金

無料とする。

8. 注意義務

借受者が啓発物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。また、借受者は、啓発物品の使用及び使用後の手入れについて、「別紙2」を遵守すること。

9. 損害賠償

借受者が啓発物品を滅失、損傷・汚損等の損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

10. その他

- (1) 借受者は、啓発物品を使用して、環境施策の啓発、推進活動を行わなければならない。特に着ぐるみを使用する場合は、エコキャラクターである「ハスのん」の紹介を行うこと。

- (2) 借受者は、啓発物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (3) 借受者は、啓発物品を使用して町田市環境マスタープランやエコキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借受者は、啓発物品を使用して法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 借受者は、啓発物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (6) 借受者は、啓発物品を第三者に転貸してはならない。
- (7) 貸出機関は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を中止し、貸出しを取り消すことができる。
- (8) 貸出機関は、啓発物品の使用により借受者が被った被害に対して、一切その責めを負わないものとする。